令和5年度 ＢＩＳＨＯＰコンソーシアムにおける共同研究業務委託契約書

　一般財団法人マリンオープンイノベーション機構（以下「甲」という。）、　（以下「乙」という。）の間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、甲が別に定める「令和５年度 ＢＩＳＨＯＰコンソーシアムにおける共同研究業務委託要領」（以下「要領」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（注意義務）

第２条　乙は、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（守秘義務）

第３条　甲及び乙は、委託業務の実施に当たり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による開示があった情報（以下「秘密情報」という。）について、これを第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を受けた場合を除く。

２　甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。

３　前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。

1. 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
2. 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
3. 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
4. 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
5. 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報
6. 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報

４　甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は関係する主務官庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。ただし、開示する場合は、速やかに相手方へその内容を書面にて通知するものとする。

５　乙は、研究者等、その他本委託業務に関与する者が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、その所属を離れた後も本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。

６　甲及び乙が、知的財産権の実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合は、事前に相手方の書面による承諾を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものとする。

７　本条の効力は委託業務を中止又は終了した後3年間も同様とする。

（個人情報の保護）

第４条　乙は、委託業務を処理するに当たり個人情報を取り扱う場合は、別記１「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（委託期間）

第５条　この委託期間は、契約締結の日から令和6年2月28日までとする。

（申出義務）

第６条　乙は、甲の定める要領の中に不適切な箇所があると認めたとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利になったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託費の限度額）

第７条　甲は、委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、別紙配分内訳記載の金額を乙に支払うものとする。

２　別紙配分内訳記載の消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）並びに地方税法（昭和25年法律第226号）規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た額とする。

（支払方法）

第８条　乙は別紙配分内訳記載の配分額につき、第16条の通知を受領した後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、甲が必要であると認めた場合は、乙は委託費の前金払を請求することができる。

（契約の変更）

第９条　甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第10条　乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第11条　甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

２　甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

　(2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

　(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

　(4) 乙が第２条から第４条の規定に違反し、相当な期間を定めて、違約を明記した文書によりその是正を催告したが、なお当該期間内に違約が是正されなかったとき。

　(5) 乙が次のアからキに該当した場合

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

３　甲又は乙は、正当な理由により１月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償責任）

第12条　乙は、次のいずれかに該当したときは、第７条に定める委託費相当額を上限に、その損害を甲に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、自らの責に帰すべき事由によって甲に損害を与えたとき。

(2) 前条第２項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

２　乙は、前条第２項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

（委託業務実施計画書等の提出）

第13条　乙は、この契約の締結後10日以内に要領に定める委託業務実施計画書（様式第１号）を甲に提出し、承認を受けなければならない。

２　乙は前項の規定により提出した委託業務実施計画書を変更する場合は、委託業務実施変更計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

（処理状況の報告等）

第14条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

（委託業務実績報告書等の提出）

第15条　乙は、乙の代表として、委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書（様式第２号）、委託経費実績額報告書（様式第３号）及び要領に定める提出物を甲に提出しなければならない。

（検査）

第16条　甲は、前条の規定により乙から書類の提出を受けたときは、速やかに業務の成果を検査し、適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

２　乙は、第８条の規定に基づき前金払を受けた委託費の額が前項の確定額を超える場合は、その超える金額について、甲の指示に従い返金するものとする。

（契約解除後の委託業務実績報告書の提出）

第17条　甲又は乙が第11条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙は乙を代表し、契約解除後15日以内に前条の委託業務実績報告書を甲に提出しなければならない。

（委託費の処理）

第18条　甲又は乙が第11条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

２　甲は、乙が第２条から第４条の規定に違反した場合は、委託費の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。

（知的財産権の範囲）

第19条　委託業務によって得た業務上の成果に係る知的財産権とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利

(2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

(3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」という。）

(4) 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報及び生物材料のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

２　この契約書において、発明等とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

３　この契約書において、知的財産権の実施とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第２条第１項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

（知的財産権の帰属）

第20条　乙が委託業務を実施することにより発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを知的財産権出願届出書（様式第4号）で甲に届け出た場合は、乙に帰属するものとする。

　(1) 乙は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、速やかに、知的財産権出願届出書にて、その旨を甲に報告する。

　(2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。

　(3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用してないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する第三者に許諾しなければならない。

　(4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾をするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

２　乙が知的財産権出願届出書の書面を提出したにもかかわらず同項各号のいずれかの規定に違反し、かつ、違反したことについて正当な理由がないと甲が認める場合、乙は、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（取得物品の帰属）

第21条　乙が委託業務の実施を目的として取得した物品（要領に基づき開発された物件を除く。）のうち、性質又は形状を変えることなく原型のまま比較的長期間（概ね１年）にわたって反復使用に耐えるものであって、かつ取得価格が30万円以上のもの（以下「取得物品」という。）の所有権は、委託業務の終了（契約の解除による終了を含む。以下同じ。）後、甲に帰属するものとする。

２　乙は、委託業務の終了後、速やかに取得物品を甲に引き渡さなければならない。ただし、次項の規定により甲が乙に取得物品を貸し付ける場合は、この限りではない。

３　甲は、取得物品を乙が「ＢＩＳＨＯＰコンソーシアムにおける共同研究業務」に基づく取組に使用する場合は、当該取得物品を乙に無償で貸し付けることができる。

４　乙は、取得物品について、台帳を作成の上、その占有期間中は善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

５　乙は、委託業務実績報告書を甲に提出する際、前項の台帳の写しを添付するものとする。

６　乙は、甲の職員又は、甲の指定する者による取得物品の検査の申し出があった場合は、これに応じるものとする。

７　乙が取得物品を亡失又はき損したときは、その損害はすべて乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

（合意管轄）

第22条　この契約に関する訴訟については、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（留意事項）

第23条　甲及び乙は、別記２「特記事項」を遵守しなければならない。また、委託業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第７条第２項で規定されている合理的配慮について留意すること。

（協議、報告等の履行）

第24条　この契約の定めにしたがって、乙が甲に協議、報告等を行う場合には、代表して乙がこれを行うものとする。

（定めのない事項の処理）

第25条　この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その１通を所持する。

　　　　令和　年　月　日

（甲） 静岡県静岡市清水区日の出町9番25号

清水マリンビル2階

一般財団法人　マリンオープンイノベーション機構

代表理事　松永　是

（乙）

別記１

個人情報取扱特記事項

第１　基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第２　取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第３　安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第４　従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第５　再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第６　複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第７　資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙が作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第８　目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、ＢＩＳＨＯＰコンソーシアムにおける共同研究業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第９　取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10　事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

別記２

特記事項

（成果の公表）

第１条　甲及び乙は、委託業務の成果に基づく発明等があった場合について、速やかに特許出願等を完了するよう互いに協力する。

２ 甲及び乙は、委託業務の成果の公表を希望する場合は、その公表先、公表理由、公表時期及び公表内容を記載した文書により、当該公表希望者以外の契約当事者すべてに対しその承認を求め、当該公表希望者以外の契約当事者すべてがこれを認めたときは、その認められた範囲内において公表することができる。

３ 甲及び乙は、前項の文書を受けたときは、公表等の内容に、この契約により秘密保持義務を負うべき対象が含まれていること、又は、保護すべき発明等が含まれ、これを出願（出願明細書の補正を含む。）する予定であることを理由として、当該通知の受理後１５日以内に、当該すべての公表希望者に対し、公表内容を修正すべき旨の協議を申し入れることができる。

４ 本条の規定にかかわらず、委託業務の成果について、特許出願等を完了した場合は、甲及び乙は、その出願明細書等出願書類の記載範囲内において、公表することができる。

（免責）

第２条　乙、丙及び丁は、営利目的の事業を実施する機関ではなく、教育・研究機関であることの基本的使命に鑑み、甲若しくは戊の指定する第三者が、委託業務の成果を使用若しくは利用して、又は委託業務の成果に関連して乙、丙及び丁が甲又は戊に行なった開示、提供、教示若しくは指導などに基づいて、実施した事業活動の結果（当該事業の成否、製造物責任並びに第三者の保有する知的財産権及びその他一切の権利に対する侵害などを含む。）に対して責任を負わないものとする。

（名称等の使用）

第３条　甲及び乙は、他の契約当事者の名称（関連機関、教職員、学生等を含む）及び当該他の契約当事者を明示的又は暗示的に示すロゴ、マーク、標章等（以下「名称等」という）を、この契約の目的物その他委託業務により得られた成果を利用又は使用した商品（以下「本商品」という）の販売、本商品の宣伝、その他本商品の販売促進資料等に使用又は利用してはならないものとする。ただし、当該名称等の使用・利用の態様、使用・利用方法、使用・利用範囲、及び使用・利用期間等について当該他の契約当事者の事前の文書による承諾を得た場合に限り、その承諾範囲内に限り、名称等を本商品に限り使用又は利用することができる。

（輸出管理）

第４条　甲及び乙は、この契約にしたがって他の契約当事者から提供される機器・試料等又は資料・技術を輸出又は提供を行う場合、外国為替及び外国貿易法及びこれに関連する法令並びに米国輸出管理規則を遵守しなければならない。

２　甲及び乙はこの契約にしたがって他の契約当事者から提供・支給・貸与されるいかなる機器・試料等又は資料・技術を大量破壊兵器等の設計・製造・使用・保管等の目的に自ら使用せず、また、かかる目的に使用する意思が明らかである第三者に対して直接・間接を問わず輸出又は提供を行わない。

（有効期間）

第５条　前各条の規定は、この契約の有効期間終了後も有効に存続するものとする。

令和５年度　ＢＩＳＨＯＰコンソーシアムにおける共同研究業務委託要領

　一般財団法人マリンオープンイノベーション機構を甲とし、　を乙として締結した、令和５年度　ＢＩＳＨＯＰコンソーシアムにおける共同研究業務委託契約については、当該契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

　なお、委託業務の内容に変更があったときは、甲乙で別途協議の上、決定する。

１　実施内容（令和5年度）

（１）事業テーマ名

（２）実施内容

|  |
| --- |
|  |

（３）成果目標

|  |
| --- |
|  |

２　実施者

　　代表受託者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受託法人名 | |  |
|  | 役割分担内容 |  |

業務責任者・経理担当者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業務責任者氏名 | | |  |
|  | 所属・職名 | |  |
| 経理担当者氏名 | | |  |
|  | | 所属・職名 |  |

　　受託者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受託法人名 | |  |
|  | 責任者氏名  所属・職名 |  |
|  | 役割分担内容 |  |
| 受託法人名 | | 国立大学法人　東京農工大学 |
|  | 責任者氏名  所属・職名 |  |
|  | 役割分担内容 |  |
| 受託法人名 | |  |
|  | 責任者氏名  所属・職名 |  |
|  | 役割分担内容 |  |
| 協力者 | | |
| 協力法人名 | | 一般財団法人マリンオープンイノベーション機構 |
|  | 責任者氏名  所属・職名 | 齋藤　禎一  一般財団法人マリンオープンイノベーション機構　上席主幹研究員 |
|  | 役割分担内容 |  |

３　実施場所

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる事業実施場所（組織名・所在地） | １　静岡県水産・海洋技術研究所（静岡県焼津市）  ２　一般財団法人マリンオープンイノベーション機構（静岡県静岡市） |

４　成果物の提出

（１）提出物

　　委託業務実績報告書（様式第２号）　　１部

　　委託経費実績額報告書（様式第３号）　１部

　　上記に関する電子媒体（CD-R等）　　　１部

（２）提出期限 令和5年 月 日（ ） 17時

（３）提出場所 一般財団法人マリンオープンイノベーション機構

５　成果物の取扱

　　乙は、成果物の研究データを「ＢＩＳＨＯＰ（Blue Innovation of Shizuoka – Open data Platform）」へ登録し、当該成果物の管理及び運用等を甲に許諾する。

６　報告会

　　乙は、甲から成果発表会への参加を求められた場合には参加するものとし、そのための資料の準備を行うものとする。

７　その他

乙は、この業務の遂行にあたり、契約書及びこの要領を遵守するとともに、適正な人員を配置し、効率的に行うものとする。

様式第１号

委託業務実施（変更）計画書

|  |  |
| --- | --- |
| １　委託業務名 | ＢＩＳＨＯＰコンソーシアムにおける共同研究業務  （事業テーマ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  |  |
| ２　業　務　期　間 | 令和5年　月　日から令和6年2月28日 |
|  |  |
| ３　業　務　計　画 | 別紙のとおり |
|  |  |
| ４　その他特記事項 |  |

上記のとおり計画します。

令和　　年　　月　　日

一般財団法人マリンオープンイノベーション機構

代表理事　松永　是　様

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 名称 |  |
| 代表者 | 印 |

様式第１号別紙

１　業務概要

|  |  |
| --- | --- |
| 委託業務名 | ＢＩＳＨＯＰコンソーシアムにおける共同研究業務  （事業テーマ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 業務期間 | 令和2年　月　日から令和3年2月28日 |
| 業務責任者職氏名 |  |
| 業務概要 |  |

２　スケジュール

（項目）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施項目 | 内容 | 目標 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |
| ５ |  |  |

（チャート）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施項目 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

３　参考

　（ビジネス展開の計画及び工程）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施項目 | 令和　年度 | 令和　年度 | 令和　年度 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

様式第２号

委託業務実績報告書

|  |  |
| --- | --- |
| １　委託業務名 | ＢＩＳＨＯＰコンソーシアムにおける共同研究業務  （事業テーマ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  |  |
| ２　業　務　期　間 | 令和5年　月　日から令和6年2月28日 |
|  |  |
| ３　業務完了年月日 | 令和　年　月　日 |
|  |  |
| ４　その他特記事項 | 成果物については、別紙のとおり |

上記のとおり完了したので報告します。

令和　　年　　月　　日

一般財団法人マリンオープンイノベーション機構

代表理事　松永　是　様

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 名称 |  |
| 代表者 | 印 |

　様式第２号別紙

事業テーマ名「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」

１　実施内容

（１）実施内容

|  |
| --- |
|  |

（２）成果　※成果概要図を、MS-PowerPointスライド１枚で作成

|  |
| --- |
|  |

２　実施者

代表受託者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受託法人名 | |  |
|  | 役割分担内容 |  |

業務責任者・経理担当者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業務責任者氏名 | | |  |
|  | 所属・職名 | |  |
| 経理担当者氏名 | | |  |
|  | | 所属・職名 |  |

　　受託者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受託法人名 | |  |
|  | 責任者氏名  所属・職名 |  |
|  | 役割分担内容 |  |
| 受託法人名 | |  |
|  | 責任者氏名  所属・職名 |  |
|  | 役割分担内容 |  |
| 受託法人名 | |  |
|  | 責任者氏名  所属・職名 |  |
|  | 役割分担内容 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 協力者 | | |
| 協力法人名 | |  |
|  | 責任者氏名  所属・職名 |  |
|  | 役割分担内容 |  |

３　実施場所

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる事業実施場所（組織名・所在地） |  |

（参考）

|  |
| --- |
| （１）自己資金等を活用し、関連した取組を実施した内容  （２）今後のビジネス展開の計画及び工程  （３）ビジネス展開した際の期待される経済的な効果 |

様式第３号

委託経費実績額報告書

|  |  |
| --- | --- |
| １　委託業務名 | ＢＩＳＨＯＰコンソーシアムにおける共同研究業務  （事業テーマ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  |  |
| ２　業　務　期　間 | 令和　5年　月　日から令和　6年　2月　28日 |
|  |  |
| ３　業務完了年月日 | 令和　年　月　日 |
|  |  |
| ４　その他特記事項 | 内訳については、別紙のとおり |

上記のとおり報告します。

令和　　年　　月　　日

一般財団法人マリンオープンイノベーション機構

代表理事　松永　是　様

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 名称 |  |
| 代表者 | 印 |

様式第３号別紙

委託経費実績額内訳書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 費目 | | | 金額（円） | 左の積算 |
| 直接経費 | 事業費 | 原材料費 |  |  |
| 賃借料 |  |  |
| 備品購入費 |  |  |
| 外注費 |  |  |
| 諸経費 |  |  |
| 人件費等 | 人件費 |  |  |
| 謝金等 |  |  |
| 旅費 |  |  |
| 間接経費 | | 一般管理費 |  |  |
| 再委託費 | | |  |  |
| 消費税及び地方消費税 | | |  |  |
| 計 | | |  |  |

（参考）

※委託費とは別に、自己資金等を活用して関連事業を行った場合は、記載してください

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 金額（円） | 左の積算 |
| 支出 | 委託外経費 |  |  |
| 収入 | 自己資金 |  |  |
| その他（　　　） |  |  |
| 計 | |  |  |

様式第４号

知的財産権出願届出書

令和　　年　　月　　日

　一般財団法人マリンオープンイノベーション機構

代表理事　松永　是　様

所在地

名　　 称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　令和　年　月　日付けで契約を締結した令和２年度　ＢＩＳＨＯＰコンソーシアムにおける共同研究業務委託契約に関し、本契約の第20条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　研究業務の名称

２　出願項目

３　出願国（注１）

４　出願等に係る知的財産権の種類（注２）

５　発明等の名称（注３）

６　出願日

７　出願番号（注４）

８　出願人

９　代理人

10　優先権主張（注５）

記載要領

（注１）：出願（又は申請）を行った国の名称を記載する。当該出願が国際特許出願（ＰＣＴ）であるときは、その旨を記載する。

（注２）：特許権、実用新案権、意匠権、品種登録等のうち、該当するものを記載する。

　　　　（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）

（注３）：特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品の名称、品種登録については農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。

（注４）：当該出願が、国際特許出願等を各国における国内段階に移行した特許出願等である場合は、各国における出願番号のほかに、国際特許出願番号等を記載する。

（注５）：当該特許出願等が優先権主張を伴う場合は、以下の事項を記載する。

　　　（１）優先権主張の種類

　　　　　・国内優先権主張（特許法第41条第１項若しくは実用新案法第８条第１項の規定による優先権主張、又は、各国における同様の規定に基づく優先権主張）

・パリ条約で定める優先権主張

・植物の新品種の保護に関する国際条約に定める優先権主張

　　　（２）優先権主張の基礎となる出願（又は申請）の出願国、知的財産権の種類及び番号